

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称**
中小企業高度人材支援計画（第3期）
- 2 地域再生計画の作成主体の名称**
埼玉県
- 3 地域再生計画の区域**
埼玉県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本県では、県に在住し都内で就業する者が、就業者全体の1/4を占め、また、民間職業紹介事業者の調査によると県内大学生が県内企業に就職する割合は約3割に止まっているとの結果がある。

また、全国ベースのデータであるが、従業員5,000人以上の企業の大卒求人倍率は0.41、1,000～4,999人の企業は1.14であるのに対し、300人未満の企業では6.19（リクルートワークス大卒求人倍率調査(2024年卒)）と、若年就業希望者を中心に大企業志向が引き続き顕著であり、中小企業の人材確保に影響を与えている。

一方、本県が中小企業を対象に実施している「四半期経営動向調査」（令和5年4～6月期）では「人材が不足している」とする企業割合が34%にのぼっており、過去10年間において、平成30年の同時期調査での36.4%に次ぐ高い数字となっており、人材不足は深刻な状況となっている。

さらに、厚生労働省の雇用動向調査では、本県において、ハローワークを利用した入職経路は16.1%に止まる一方、民間求人広告や民間職業紹介所など、有償の入職経路が5割近くを占める。ハローワークを活用する求職者は多くないことから、県内企業間での人材獲得競争が激しい。特に生産性向上に有効な手段であるDXへの取組について、人材面を課題にあげる企業が全体の1/3以上となっており、特に製造業においては最も回答割合が多くなっている。

これらのことから、将来性ある県内中小企業が、人材確保の困難ゆえに、健全な成長ができないとの懸念がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本県の生産年齢人口は、2000年の501万人をピークに減少が始まっており、2045年には349万人まで減少することが見込まれている（国立社会保障・人口問題研究所 推計）。県では、生産年齢人口（≒労働力人口）が減少する中、経済規模を維持するためには、企業の生産性を高め、「稼げる力」をもつ、次世代産業や先端産業などの振興が必要と考えている。

本県は首都圏という巨大マーケットの中央に位置し、交通アクセスが充実しているなど、産業振興面での強みがある一方、人材が東京に流出するなどの一面も抱えており、本県の事業者の99.8%（2023年版 中小企業白書）を占めている中小企業は、有為な人材を確保するにあたり、都内大企業等との人材獲得競争を余儀なくされている。

県では、中小企業を中心とした産業の振興が、魅力的な雇用を生み出して県内に有為な産業人材が集まり、これらの人材によって、さらなる産業振興が進むという、産業と雇用の好循環をめざしていく。

現在、県内企業は、昨今の原材料高騰の影響によって新型コロナウイルス感染症からの業績回復が鈍くなっている一方、脱炭素化などの環境配慮への対応や事業の再構築が必要など課題が山積しており、企業の新たな取組を担う、即戦力人材の確保がより必要となっている。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	2023年度 (1年目)	2024年度 (2年目)	2025年度 (3年目)	2026年度 (4年目)	2027年度 (5年目)	KPI増加分 1年目→最終 年度
KPI①	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	0.00
KPI②	120.00	140.00	140.00	140.00	140.00	140.00	0.00
KPI③	29.00	50.00	70.00	70.00	70.00	70.00	20.00
KPI④	-	-	-	-	-	-	-

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

プロフェッショナル人材戦略拠点事業

③ 事業の内容

即戦力人材の活用による地域企業の経営革新の実現を促す「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」を活用し、先端産業に参入しようとする企業、高い成長目標を掲げて経営革新に取り組む企業、海外展開等新たな事業展開に取り組む企業などの人材ニーズを掘り起し、今後の県経済をけん引する中小企業（地域中核企業）への成長を支援する。

特に、拠点にデジタルに関する専門的知識を有するサブマネージャーを配置することにより、デジタル化に取り組む企業の掘り起こしを強化する。また、デジタル人材の採用の際の人材紹介手数料を補助し、企業のコスト負担を軽減することにより、県内企業のデジタル化を促進する。

また、中小企業は、例えば、後継者問題やスタートアップ期の経営など、様々な課題を抱えているため、サブマネージャーにより、それぞれの企業に対して、「人材」を切り口としたコンサルティングを実施していく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

金融機関との連携強化により、これまでの事業実施で蓄積した人材マッチングのノウハウを金融機関に移管することを目指す。

県内に本社を置く金融機関と、登録民間職業紹介事業者については、年2～3回、連絡会議を開催し、情報交換を行っている。この会議の成果として、資本関係のない金融機関と民間職業事業者との間にビジネスベースでの連携が発生している。これらの流れを促進するため、当面、プロフェッショナル人材戦略拠点が仲立ちし、両者の連携を推進することにより、将来的に自立した民間ベースの連携体として自走を目指している。

なお、現実的には、金融機関間で取組に濃淡が生じ、当該金融機関と取引を行う中小企業に人材確保手段が狭まることが考えられる。そのような場合は、県や埼玉県産業振興公社等の公的支援機関がフォローし、企業に対して、職業紹介事業者等、人材ニーズにあった適切な支援を提供していくことを検討している。

【官民協働】

民間職業紹介事業者、金融機関、商工団体等の関係機関により構成されるプロフェッショナル人材戦略協議会や分科会の開催により、関係機関の連携を強化していく。

特に金融機関については、将来的に拠点の機能を金融機関の人材紹介業務に承継し、地域における人材市場の育成とマッチングビジネスの自立化を図るため、連携強化に取り組む。これまで、金融機関の研修生を受け入れ、ノウハウの承継を行ってきた。さらに、支店単位で渉外担当者向けの勉強会を開催し、拠点ノウハウの承継に取り組んでおり、今後も継続していく。金融機関においては、拠点のノウハウを承継し、多くの支援機関と連携して人材紹介業務を行っていく。

【地域間連携】

全国協議会において人材紹介事例や支援施策情報を共有しているが、これに加え、今後は本県同様、都内への就業者流出といった同じ課題を抱える、東京圏の千葉県、神奈川県との連携を強化したい。

具体的には、首都圏において都内企業との人材獲得競争に打ち勝つための人材への条件提示の成功例や、マッチング事例やマッチングに至るまでのアドバイス、人材定着のためのフォローアップのノウハウを共有し、各県のサブマネージャーのスキルアップ、人材確保を検討する中小企業へ有効なインセンティブ施策の検討に結び付けていく。

【政策・施策間連携】

受託先である（公財）埼玉県産業振興公社が有する、「販路拡大」「新技術・新製品の開発」「創業・起業の支援」及び「企業内人材育成支援」などのノウハウを生かした総合的企業支援を実施。

【デジタル社会の形成への寄与】

プロフェッショナル人材戦略拠点が、県DX推進支援ネットワークと連携し、デジタル化の課題を抱える企業の掘り起こし、デジタル化に係るコンサルティングを行い、企業の取組に必要なデジタル人材のマッチングを支援する。

拠点のサブマネージャーが、取組の内容や、必要な人材像等をアドバイスすることにより、適切なデジタル人材を確保することが可能となる。

県内企業がプロフェッショナル人材戦略拠点を通して、デジタル化を伴う新たな取組に必要な人材を確保する場合、民間職業紹介事業者に支払う人材紹介手数料を補助する。

デジタル人材はハローワークでの採用は困難であるが、民間の人材紹介サービスはコスト負担があるため、手数料補助を行うことにより、多くの企業がデジタル人材を確保することが可能となる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要行政評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 7 月

【検証方法】

各年度の目標及びKPIの達成状況を企画財政部計画調整課が取りまとめて、埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議により検証結果報告をまとめる。

【外部組織の参画者】

埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議（産業・経済界代表 4名、大学・教育機関代表 3名、金融機関代表 3名、労働団体代表 1名、メディア代表 2名、住民協働（NPO等）代表 2名 計15名）の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議の会議資料及び検証結果の概要を埼玉県ホームページにおいて公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 500,120千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日 から 2028年3月31日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業推進主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業推進主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業推進主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。